

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月24日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋 元 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【電話番号】	03（5208）5806
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ新成長国債インカムオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ新成長国債インカムオープン

愛称として「レインボーシート」という名称を使用する場合があります。

（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託者であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

前記金額には後記の申込手数料（当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は、含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社にてご案内しております。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

*「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し2.1%（税抜2.0%）*の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

*「税」とは、消費税等に相当する額をいいます。以下同じ。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引き後に、自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかのコースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

<分配金受取りコース> 1万円以上1円単位

<分配金再投資コース> 1万円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

（7）【申込期間】

平成22年2月25日（木）から平成23年2月24日（木）まで

お申込日がロンドン、ニューヨークの銀行休業日と同日の場合には、お申込みを受付けません。

お申込期間は、当該記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

株式会社広島銀行 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号

前記の本・支店等においてお申込みをお取扱いしますが、一部の支店等ではお取扱いを行わない場合がありますので、当該店でご確認ください。（前記を以下「販売会社」といいます。）

詳細は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

（9）【払込期日】

取得申込者は、販売会社の指定する期日までにお申込金額（お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料を加えた額をいいます。以下同じ。）をお申込みの販売会社にお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日（原則として申込受付日の翌々営業日）に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）のファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みをした販売会社にお支払ください。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

取得申込者（既に取引口座をお持ちの方を除きます。）は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。

受益権の取得申込は、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。

ただし、取得申込日がロンドン、ニューヨークの銀行休業日と同日の場合はお申込みを受付けません。

お申込みの締切時刻は、原則として営業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日扱いとなります。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断される場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

当ファンドの「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のうち、「分配金再投資コース」を選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」といいます。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として新成長国が発行した米国ドル建て/ユーロ建ておよび現地通貨建ての国債等に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単字型投信	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合
	海外	
追加型投信	内外	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ） 不動産投信	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	ファミリー ファンド	あり（ ）
その他資産 （投資信託証券（債券 一般）） 資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 （ ）	中近東（中東） エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

商品分類の定義

- 追加型投信 … 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
- 海外 … 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。

- ・ 債券 ... 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

属性区分の定義

- ・ その他資産
(投資信託証券
(債券 一般)) ... 目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券(債券 一般...公債、社債、その他債券の属性区分にあてはまらないすべてのもの)に主として投資する旨の記載があるもの。
- ・ 年6回(隔月) ... 目論見書または信託約款において、年6回(隔月)決算する旨の記載があるもの。
- ・ エマージング ... 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・ ファミリーファンド ... 目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの。
- ・ 為替ヘッジなし ... 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI（以下「マザーファンド受益証券I」といいます。）を通じて、新成長国が発行した米国ドル建て/ユーロ建ての国債に、またパインブリッジ新成長国債券マザーファンド（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、新成長国が発行した現地通貨建ての国債および現地通貨建国債連動債券（クレジット・リンク・ノート）に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

< 特色1 > 新成長国債投資の魅力

当ファンドにおいて新成長国とは、経済発展段階であり、また今後さらに経済成長が見込めるとパインブリッジ・インベストメンツが判断した国（先進国を除く）および地域を指します。

新成長国は、「エマ・ジング諸国」や「新興国」と呼ばれることもあります。

新成長国が発行した米国ドル建て/ユーロ建ておよび現地通貨建ての新成長国債等は、先進国債に比べて相対的に高い利回りが期待できます。

新成長国の信用力は先進国に比べて相対的に低いいため、相対的に高い利回りが期待できます。

米国ドル建て/ユーロ建て新成長国債の場合、主として当該国の信用力に相当する利回り格差が、発行された通貨国の利回りに上乗せされて利回り水準が決まります。

現地通貨建て新成長国債等の場合は、当該国内の経済環境（ファンダメンタルズ）、安定性、見通し、また通貨制度（通貨システム）などの要因で利回り水準が決まります。

< 特色2 > 高い経済成長力と改善しつつある財政状況

新成長国は、市場の活性化、構造改革の進展などにより、高い経済成長が期待できるだけでなく、財務状況の改善、信用力の向上により、安定性も増してきています。

各国のGDP成長率の推移と予想

新成長国は、先進国と比較して経済発展段階にある国が多いことから、今後の経済成長が期待できる国が多数存在しています。

新成長国の格付け

新成長国の経済が成長・拡大することにより中期的に財政状況が改善し、また信用力が向上（格上げ）することにより、長期的には債券価格の上昇が期待できます。

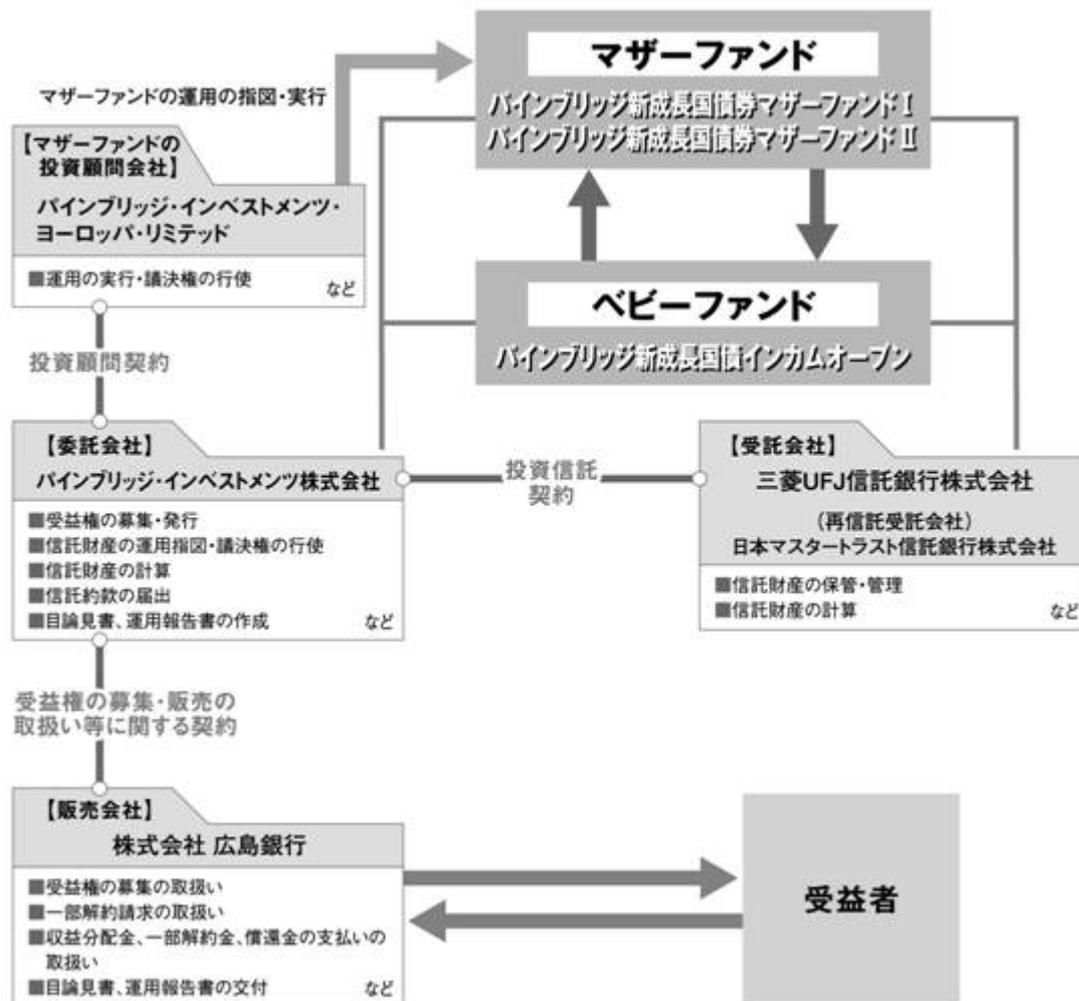
< 特色3 > 隔月分配

原則として奇数月（1・3・5・7・9・11月）の25日に決算を行い、組入れた新成長国債等から受取る利子等収益（インカム収入）を中心に、分配を行います。

当ファンドは、相対的に利回り水準の高い新成長国債等に投資することで魅力的な水準の分配金を受取ることが期待できます。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



投資信託契約とは；

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは；

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

投資顧問契約とは；

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

資本金の額 2,150,000,000円（平成21年12月末日現在）

会社の沿革

昭和61年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
昭和62年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
平成 9年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成13年 7月	エイアイジー投信投資顧問(A I G投信投資顧問)株式会社に名称変更。
平成14年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
平成19年 4月	A I G インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
平成20年 4月	A I G インベストメンツ株式会社に名称変更
平成20年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク(A I G日本証券会社)との事業統合
平成21年12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

大株主の状況(平成21年12月末日現在)

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10270 ニューヨーク市 パイン・ストリート 70	41,000株	100%

当社が属する資産運用グループ「PineBridge Investments」は世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

主としてパインブリッジ新成長国債券マザーファンド（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、新成長国が発行した米国ドル建ておよびユーロ建ての国債に、またパインブリッジ新成長国債券マザーファンド（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、新成長国が発行した現地通貨建ての国債等に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

運用方法

1. マザーファンド受益証券、マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、両ファンドへの投資を通じて、新成長国が発行した米国ドル建て、ユーロ建ての国債、および現地通貨建ての国債等に投資し、利息収入（インカム・ゲイン）の確保を目指しながら値上がり益（キャピタル・ゲイン）の追求も行います。
2. 米国ドル建て/ユーロ建て債と現地通貨建て債との利回り格差、および現地通貨の信頼性等を独自の手法で分析し、国別、通貨別アロケーションを決定します。
3. マザーファンドを通じて実質的に保有する外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません
4. 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条、第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権（イ.ニ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるマザーファンド受益証券I、マザーファンド受益証券 および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から6. の証券または証書の性質を有す

るもの

8. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含まず。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
9. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前記13. の有価証券の性質を有するもの。

なお、前記5. の証券および7. の証券または証書のうち5. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から4. までの証券および7. の証券のうち1. から4. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

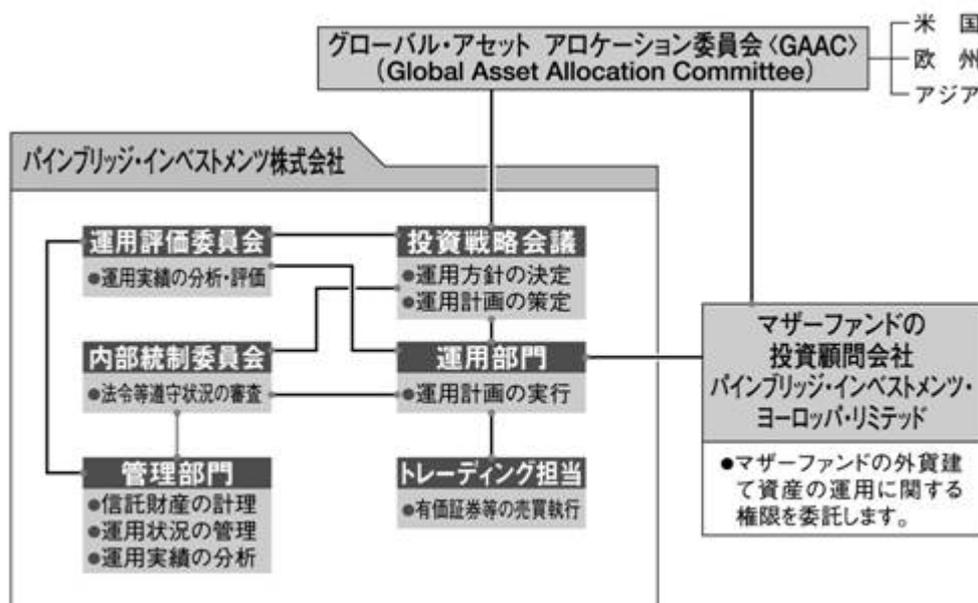
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 1. ～6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制



1. グローバル・アセットアロケーション委員会

（Global Asset Allocation Committee <GAAC>）

世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。

毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。

定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2. 運用計画の決定と実行

月1回、投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。

運用部門（24名）のファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。

有価証券等の売買は、トレーディング担当（2名）において執行されます。

3. パフォーマンスの評価とリスク管理

運用評価部（5名）において、運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

コンプライアンス部（4名）において、運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4. ファンドの関係法人に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

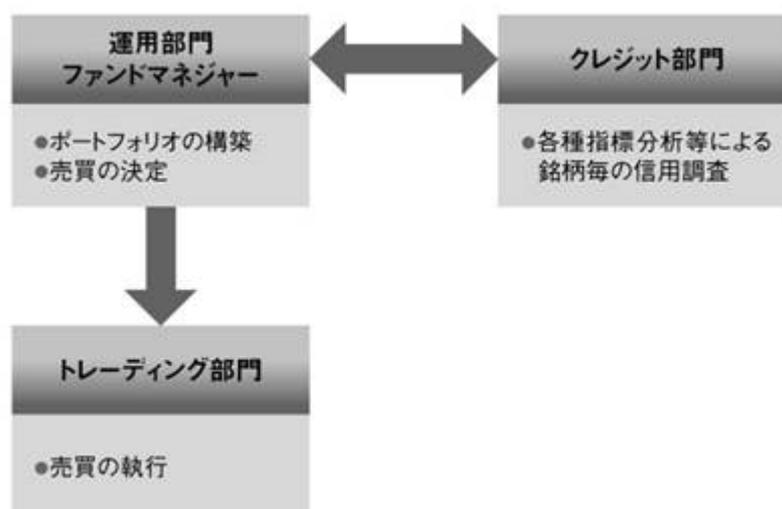
前記の運用体制等は、平成21年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資顧問会社の運用体制

当ファンドのマザーファンドの外貨建て資産の運用に関する権限は、ロンドンに拠点を置くパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに委託します。

パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドの運用体制は次のとおりです。

運用体制





運用のプロセス

当ファンドでは、4つの多角的アプローチから運用を行うことで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

当ファンドでは、4つの多角的アプローチを用いて投資対象国の市場環境の分析を行い、その結果に基づいて国別配分、通貨配分を決定します。

PineBridge Investments の海外拠点ネットワーク、各種委員会、実地調査をもとに、4つの多角的アプローチから市場環境分析が行われ、国別配分や通貨配分を決定し、これらに基づきポートフォリオが構築されます。

* 4つの多角的アプローチとは、「グローバルアクセス」、「ファンダメンタルズ分析」、「テクニカル分析」および「バリュエーション分析」を指します。

（４）【分配方針】

隔月（1・3・5・7・9・11月の25日、ただし該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

前記の「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 5) 受託会社は、前記4)の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】**《信託約款による投資制限》**

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

先物取引等の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）

す。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額

(マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

《法令等による投資制限》

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みま

す。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）マザーファンドの概要

《1》パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI

1．基本方針

この投資信託は、主として新成長国が発行した米国ドル建て、ユーロ建ての国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

2．運用方法

（1）投資対象

原則として、新成長国が発行した米国ドル建て、ユーロ建ての国債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主に新成長国が発行した国債に投資し高水準の利子収入（インカム・ゲイン）の確保を目指して運用します。

組入対象とする新成長国債は、米国ドル建てユーロ建てで発行されている国債に限定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、当該発行国の財務力、経済成長率などのファンダメンタルズ要因と、個別銘柄の直接利回り、最終利回り、バリュエーション、流動性、発行条件などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定して投資します。

投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロールします。

組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が行えない場合があります

（3）投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換あるいは行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

《2》パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、主として新成長国が発行した現地通貨建て国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新成長国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建国債連動債券（クレジット・リンク・ノート）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に新成長国が発行した国債に投資し高水準の利子収入（インカム・ゲイン）の確保を目指して運用します。

組入対象とする新成長国債は、主として現地通貨建てで発行されている国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建国債連動債券（クレジット・リンク・ノート）とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、当該発行国の財務力、経済成長率などのファンダメンタルズ要因と、個別銘柄の直接利回り、最終利回り、バリュエーション、流動性、発行条件などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定して投資します。

投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロールします。

組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が行えない場合があります

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換あるいは行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドのリスク

当ファンドは主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に新成長国債等の値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様方に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

なお、主要投資対象をマザーファンド受益証券とするため、マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けることとなります。

価格変動リスク

当ファンドが投資する債券は、一般的に、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け

変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

信用リスク

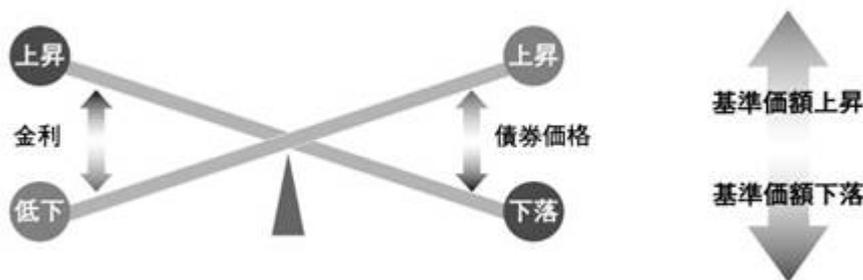
債券の発行体の財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・元本・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

当ファンドの組入対象となる新成長国の国債等は、先進国などの格付けが上位の国と比較して高い利回りを提供する一方、債券価格の変動がより大きく、支払遅延または債務不履行（デフォルト）するリスクが相対的に高いと考えられます。国債の発行国の信用力は一般的に格付機関により評価されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行国の財務状況の悪化、社会情勢の変化等により格付けが低下することにより、債券価格が大きく下落することがあります。

金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての債券に投資しますので、外貨建て資産を保有します。一般的に外国為替相場は、金利動向、政治 経済情勢、需供その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。また当ファンドは、米ドル建て/ユーロ建て債券以外に現地通貨建て債券にも投資することから、相対的に高い為替変動リスクを有します。

〈為替変動による価格変動のイメージ図(円/米国ドルの場合)〉



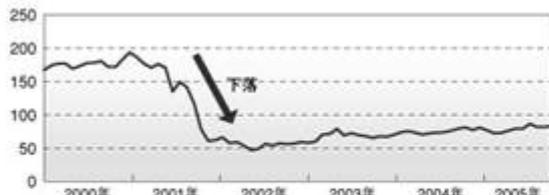
※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

新成長国のリスク（カントリーリスク）

新成長国債権投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が債券価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。発行国における経済危機、政治不安、債務不履行（デフォルト）、重大な政策変更や資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争などの際には、通常の運用を行えない場合があります。これらの事象により基準価額に大きな影響を与える可能性があります。また当ファンドは、現地通貨建て債券に投資することから、通貨交換が行えないリスクや流動性リスクを有します。したがって、当ファンドが投資対象とする新成長国の市場は、市場環境や社会情勢の著しい悪化を受けた場合には、投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があり、換金代金の支払日が遅延する可能性があります。

〈例：アルゼンチン債務不履行時の市場の推移〉

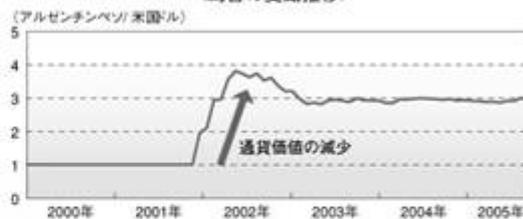
〈債券のパフォーマンス変動推移〉



※JPモルガン社のEMBIグローバル・ディバースファイド指数アルゼンチンの国別指数（2000年 月から2005年12月）
※クーポンを含めたトータル・リターン・インデックスで示しています。

*上記は過去の事例であり、将来の結果をお約束するものではありません。またグラフは指数と為替の動きであり当ファンドの実績ではありません。

〈為替の変動推移〉



※出所：ブルームバーグ（2000年 月から2005年12月）

流動性リスク

有価証券を売買しようとする場合に、当該有価証券の需給状況により希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。なお、当ファンドは新成長国債等に投資することから、先進国債に比べ流動性リスクの影響を相対的に大きく受けま

その他のリスク・留意点

カウンターパーティーリスク；

当ファンドでは、証券取引、為替取引、スワップ取引等の相対取引を行います。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

有価証券先物等に伴うリスク；

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

解約によるファンドの資金流出に伴うリスク；

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

資産規模に関するリスク；

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

収益分配に関わるリスク；

当ファンドは、毎月の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

繰上償還に関わる留意点；

当ファンドは、残存口数が5億口を下回った場合には、繰り上げ償還されることがあります。

お申込み、解約請求等に関する留意点；

当ファンドは、ロンドン、ニューヨークの銀行休業日と同日の場合には、お申込みおよび解約の受付はできません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場封鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託会社の判断で申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた申込みおよび解約請求を取消すことがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点；

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

CLN（クレジット・リンク・ノート）に関する留意点；

クレジット・リンク・ノートは、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券です。当ファンドが投

資対象とするクレジット・リンク・ノートは、現地通貨建て国債に投資するのと同様の投資効果がありますが、同様のリスクも負うこととなります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

１）運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い内部統制委員会に上程します。

２）コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

３）内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

４）運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

マザーファンドの投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

１）リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。

２）売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。

３）パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初、1口当たり1円）に対し2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

販売会社毎の申込手数料については、販売会社もしくは委託会社の後記照会先に問い合わせることにより知ることができます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.68%（税抜年1.60%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および各販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

各販売会社の純資産残高		委託会社	販売会社	受託会社
50億円以下の部分	税込	0.8715%	0.7350%	0.0735%
	税抜	0.8300%	0.7000%	0.0700%
50億円超200億円以下の部分	税込	0.8190%	0.7875%	0.0735%
	税抜	0.7800%	0.7500%	0.0700%
200億円超の部分	税込	0.7665%	0.8400%	0.0735%
	税抜	0.7300%	0.8000%	0.0700%

前記は年率表示です。

「税」とは、消費税等相当額をいいます。

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の権限を委託する投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載していません。

前記(1)～(4)の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

原則として、益金不算入制度は適用されません。

1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

[パインブリッジ新成長国債インカムオープン]

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	15,223,763,415	99.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,266,748	0.12
合計(純資産総額)		15,242,030,163	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1.組入上位銘柄

(平成21年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 新成長国債券 マザーファンド	7,758,461,674	1.1389	8,836,112,001	1.1747	9,113,864,928	59.79
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 新成長国債券 マザーファンド	5,422,345,126	1.0897	5,908,729,484	1.1268	6,109,898,487	40.09

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

2.種類別及び業種別投資比率

(平成21年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.88
合計	99.88

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額(円)	
第1特定期間末 (平成18年5月25日)	(分配付)	4,202,981,156	(分配付)	9,477
	(分配落)	4,087,780,196	(分配落)	9,187
第2特定期間末 (平成18年11月27日)	(分配付)	6,985,953,932	(分配付)	10,341
	(分配落)	6,745,076,991	(分配落)	9,921

第3特定期間末 (平成19年5月25日)	(分配付) 9,353,302,531 (分配落) 9,024,570,200	(分配付) 11,348 (分配落) 10,928
第4特定期間末 (平成19年11月26日)	(分配付) 9,626,330,919 (分配落) 9,244,653,908	(分配付) 9,866 (分配落) 9,446
第5特定期間末 (平成20年5月26日)	(分配付) 10,505,612,264 (分配落) 10,060,648,434	(分配付) 9,389 (分配落) 8,969
第6特定期間末 (平成20年11月25日)	(分配付) 8,789,115,213 (分配落) 8,221,868,673	(分配付) 6,328 (分配落) 5,908
第7特定期間末 (平成21年5月25日)	(分配付) 10,710,586,247 (分配落) 10,098,635,317	(分配付) 7,042 (分配落) 6,622
第8特定期間末 (平成21年11月25日)	(分配付) 15,545,577,023 (分配落) 14,828,615,340	(分配付) 7,132 (分配落) 6,752
平成20年 12月末日	8,740,736,648	6,257
平成21年 1月末日	8,322,341,446	5,898
2月末日	8,821,581,447	6,151
3月末日	8,989,554,389	6,200
4月末日	9,862,856,579	6,663
5月末日	10,320,001,765	6,726
6月末日	11,034,709,259	6,833
7月末日	11,705,796,933	6,931
8月末日	12,229,742,851	6,847
9月末日	12,975,435,482	6,762
10月末日	14,168,525,564	6,900
11月末日	14,637,692,888	6,603
12月末日	15,242,030,163	6,958

特定期間末の純資産総額(分配付)および基準価額(分配付)は、当該特定期間末における純資産総額(分配落)および基準価額(分配落)の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

基準価額は、10,000口当たりの価額を表示しています。

【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成17年12月28日	290円
	至 平成18年 5月25日	
第2特定期間	自 平成18年 5月26日	420円
	至 平成18年11月27日	
第3特定期間	自 平成18年11月28日	420円
	至 平成19年 5月25日	
第4特定期間	自 平成19年 5月26日	420円
	至 平成19年11月26日	
第5特定期間	自 平成19年11月27日	420円
	至 平成20年 5月26日	
第6特定期間	自 平成20年 5月27日	420円
	至 平成20年11月25日	
第7特定期間	自 平成20年11月26日	420円
	至 平成21年 5月25日	
第8特定期間	自 平成21年 5月26日	380円
	至 平成21年11月25日	

【収益率の推移】

期間		収 益 率
第1特定期間	自 平成17年12月28日	5.2%
	至 平成18年 5月25日	
第2特定期間	自 平成17年 5月26日	12.6%
	至 平成18年11月27日	
第3特定期間	自 平成18年11月28日	14.4%
	至 平成19年 5月25日	
第4特定期間	自 平成19年 5月26日	9.7%
	至 平成19年11月26日	
第5特定期間	自 平成19年11月27日	0.6%
	至 平成20年 5月26日	
第6特定期間	自 平成20年 5月27日	29.4%
	至 平成20年11月25日	
第7特定期間	自 平成20年11月26日	19.2%
	至 平成21年 5月25日	
第8特定期間	自 平成21年 5月26日	7.7%
	至 平成21年11月25日	

（注）収益率は次の計算式により算出しております。

収益率 = (当特定期間末分配落基準価額 + 当特定期間中分配金累計額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

（ご参考）

《1》パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

（1）投資状況

（平成21年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ブラジル	5,772,597,711	10.59
	ロシア	5,296,149,679	9.72
	トルコ	4,749,477,023	8.72
	メキシコ	4,685,215,828	8.60
	フィリピン	4,475,547,058	8.21
	インドネシア	4,291,357,082	7.88
	コロンビア	3,410,608,471	6.26
	ベネズエラ	2,845,045,976	5.22
	ペルー	2,174,236,633	3.99
	パナマ	2,115,864,189	3.88
	ウルグアイ	2,043,956,861	3.75
	アルゼンチン	2,015,946,232	3.70
	レバノン	1,485,580,368	2.73
	ドミニカ共和国	1,118,838,723	2.05
	ウクライナ	910,382,011	1.67
	ゲルジア共和国	907,642,944	1.67
	南アフリカ	817,336,476	1.50
	カタール	702,436,292	1.29
	セネガル	535,020,688	0.98
	ガーナ	531,918,004	0.98
ガボン共和国	452,782,020	0.83	
エルサルバドル	335,081,443	0.61	
ポーランド	324,557,281	0.60	
リトアニア	279,937,765	0.51	
ハンガリー	250,778,056	0.46	
	小計	52,528,294,814	96.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,956,734,168	3.59
合計（純資産総額）		54,485,028,982	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位30銘柄（平成21年12月30日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名 利率 償還期限	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ロシア	国債 証券	RUSSIAN FEDERATION 7.500% 2030/3/31	46,541,280	9,999.70	4,653,990,792	10,370.09	4,826,373,367	8.86
インド ネシア	国債 証券	REPUBLIC OF INDONESIA 8.500% 2035/10/12	15,000,000	11,232.80	1,684,920,225	11,250.60	1,687,590,666	3.10
アルゼン チン	国債 証券	REPUBLIC OF ARGENTINA 8.280% 2033/12/31	22,449,371.57	6,400.16	1,436,796,940	6,905.84	1,550,318,174	2.85
フィリ ピン	国債 証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES 8.375% 2019/6/17	11,300,000	11,237.40	1,269,827,091	11,223.38	1,268,242,944	2.33
メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES 5.950% 2019/3/19	12,944,000	9,706.41	1,256,398,875	9,773.46	1,265,077,672	2.32
パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA 6.700% 2036/1/26	13,000,000	9,954.26	1,294,053,813	9,632.09	1,252,172,259	2.30
ベネズ エラ	国債 証券	REPUBLIC OF VENEZUELA 9.250% 2027/9/15	18,020,000	7,353.75	1,325,146,957	6,763.73	1,218,824,488	2.24
ブラジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 8.000% 2018/1/15	10,199,999.99	10,681.75	1,089,539,314	10,517.35	1,072,770,667	1.97
ブラジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 8.750% 2025/2/4	8,650,000	12,067.49	1,043,838,282	11,923.54	1,031,386,408	1.89
インド ネシア	国債 証券	REPUBLIC OF INDONESIA 6.625% 2037/2/17	11,100,000	9,165.79	1,017,402,912	9,129.41	1,013,364,787	1.86
ブラジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 8.250% 2034/1/20	8,500,000	12,037.19	1,023,161,464	11,749.65	998,720,887	1.83
メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES 5.625% 2017/1/15	10,000,000	9,587.79	958,779,420	9,657.23	965,723,760	1.77
ペルー	国債 証券	REPUBLIC OF PERU 7.350% 2025/7/21	9,000,000	10,517.54	946,578,933	10,569.02	951,212,484	1.75
インド ネシア	国債 証券	REPUBLIC OF INDONESIA 11.625% 2019/3/4	6,910,000	12,889.02	890,631,406	13,417.18	927,127,362	1.70
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY 7.000% 2016/9/26	9,000,000	9,940.72	894,664,926	10,160.01	914,401,035	1.68
グルジア 共和国	国債 証券	REPUBLIC OF GEORGIA 7.500% 2013/4/15	9,690,000	9,010.44	873,112,307	9,366.80	907,642,944	1.67
ドミニカ 共和国	国債 証券	REPUBLIC OF DOMINICAN 9.040% 2018/1/23	8,197,326.65	9,624.44	788,947,602	10,038.89	822,921,423	1.51
フィリ ピン	国債 証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES 6.250% 2016/3/15	6,000,000	13,187.13	791,227,800	13,568.75	814,125,312	1.49
コロン ビア	国債 証券	REPUBLIC OF COLOMBIA 8.125% 2024/5/21	7,350,000	10,859.87	798,201,135	10,938.80	804,002,468	1.48
ブラジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 8.875% 2019/10/14	6,500,000	11,900.79	773,551,584	11,854.83	770,564,320	1.41
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY 11.875% 2030/1/15	5,190,000	14,842.46	770,324,068	14,763.81	766,241,956	1.41
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY 7.375% 2025/2/5	7,500,000	10,038.53	752,889,870	10,158.63	761,897,250	1.40
ペルー	国債 証券	REPUBLIC OF PERU 7.500% 2014/10/14	5,000,000	14,573.19	728,659,800	15,101.72	755,086,200	1.39
レバノン	国債 証券	REPUBLIC OF LEBANESE 5.875% 2015/1/15	8,000,000	9,208.89	736,711,584	9,342.43	747,395,184	1.37
レバノン	国債 証券	REPUBLIC OF LEBANESE 7.000% 2024/12/3	8,000,000	9,210.00	736,800,000	9,227.31	738,185,184	1.35
パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA 5.200% 2020/1/30	7,800,000	9,191.21	716,914,504	9,244.53	721,073,925	1.32

コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA 7.375% 2037/9/18	7,140,000	10,122.61	722,754,989	10,074.26	719,302,620	1.32
ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVERNMENT 6.580% 2016/11/21	10,190,000	6,813.05	694,249,800	7,035.79	716,947,541	1.32
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY 7.250% 2015/3/15	6,540,000	10,107.97	661,061,565	10,292.17	673,108,245	1.24
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA 6.125% 2041/1/18	7,500,000	8,859.71	664,478,475	8,565.30	642,397,500	1.18

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成21年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	96.41
合計	96.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《2》パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

(1) 投資状況

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	インドネシア	11,578,961,254	12.23
	トルコ	11,427,251,924	12.07
	ブラジル	10,964,927,577	11.58
	メキシコ	10,215,902,441	10.79
	ハンガリー	10,206,979,757	10.78
	ポーランド	9,980,207,365	10.54
	南アフリカ	8,794,835,578	9.29
	マレーシア	5,183,421,458	5.48
	コロンビア	4,944,769,760	5.22
	タイ	2,727,636,818	2.88
	アルゼンチン	1,444,182,850	1.53
	ウルグアイ	771,905,692	0.82
	エジプト	491,485,905	0.52
	ペルー	428,380,444	0.45
	小計	89,160,848,823	94.19
社債券	アメリカ	1,303,655,335	1.38
	イギリス	300,207,177	0.32
	小計	1,603,862,512	1.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,898,617,046	4.12
合計（純資産総額）		94,663,328,381	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(注) 国債連動債（CLN）は、社債券に区別されますが、実質的に現地通貨建ての国債に投資しております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位30銘柄（平成21年12月30日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名 利率 償還期限	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL 10.000% 2012/1/1	113,000,000	5,137.90	5,805,833,141	5,117.31	5,782,568,147	6.11
コロンビア	国債証券	REP OF COLOMBIA(DUAL) 12.000% 2015/10/22	76,517,000,000	5.35	4,101,101,418	5.57	4,267,023,990	4.51
ハンガリー	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT 6.750% 2017/2/24	9,199,000,000	46.02	4,234,237,061	46.09	4,240,014,836	4.48
トルコ	国債証券	TURKEY GOVT INFL IX 10.000% 2012/2/15	49,500,000	6,835.63	4,119,949,234	6,761.88	4,171,367,222	4.41
メキシコ	国債証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS 7.750% 2017/12/14	574,000,000	701.20	4,024,893,740	704.30	4,042,718,850	4.27
トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT 11.000% 2014/8/6	65,200,000	6,311.87	4,115,344,332	6,122.39	3,991,799,584	4.22
メキシコ	国債証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS 9.500% 2014/12/18	495,000,000	770.57	3,814,366,360	771.88	3,820,811,989	4.04
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT 11.500% 2019/9/15	323,000,000,000	1.05	3,418,705,323	1.07	3,475,560,943	3.67
ハンガリー	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT 8.000% 2015/2/12	6,975,000,000	49.92	3,482,142,150	49.62	3,461,097,616	3.66
ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT 5.750% 2014/4/25	100,000,000	3,198.56	3,198,565,406	3,200.20	3,200,206,620	3.38
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 10.500% 2026/12/21	229,000,000	1,384.29	3,170,034,304	1,395.74	3,196,245,264	3.38
ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT 5.000% 2013/10/24	100,000,000	3,135.28	3,135,282,742	3,136.88	3,136,886,220	3.31
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 13.500% 2015/9/15	200,000,000	1,540.74	3,081,495,439	1,522.28	3,044,570,120	3.22
ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT 5.250% 2017/10/25	95,000,000	3,044.88	2,892,638,970	3,010.88	2,860,340,769	3.02
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL 10.000% 2017/1/1	57,000,000	4,780.06	2,724,636,006	4,786.33	2,728,213,075	2.88

南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 8.000% 2018/12/21	220,000,000	1,174.07	2,582,958,526	1,160.91	2,554,020,194	2.70
トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT 16.000% 2012/3/7	36,100,000	6,957.45	2,511,640,215	6,788.96	2,450,816,141	2.59
マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT 5.094% 2014/4/30	86,000,000	2,832.74	2,436,160,356	2,821.75	2,426,707,150	2.56
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT 10.000% 2017/7/15	230,000,000,000	0.99	2,284,643,889	1.01	2,330,953,515	2.46
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL 10.000% 2014/1/1	39,000,000	5,024.11	1,959,402,951	5,118.30	1,996,140,160	2.11
メキシコ	国債証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS 8.000% 2013/12/19	260,000,000	727.98	1,892,749,480	732.62	1,904,822,088	2.01
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT 12.800% 2021/6/15	150,000,000,000	1.11	1,677,307,500	1.14	1,722,357,945	1.82
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA 2.000% 2018/2/4	48,090,000	2,380.42	1,144,747,707	3,003.08	1,444,182,850	1.53
タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT 5.125% 2018/3/13	470,000,000	296.25	1,392,414,480	295.81	1,390,324,690	1.47
ハンガリー	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT 6.000% 2012/10/24	2,900,000,000	46.73	1,355,252,818	47.24	1,370,033,248	1.45
マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT 4.378% 2019/11/29	44,000,000	2,726.19	1,199,525,191	2,699.23	1,187,661,552	1.25
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT 12.500% 2013/3/15	85,000,000,000	1.09	928,280,529	1.09	934,152,516	0.99
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT 10.750% 2016/5/15	88,000,000,000	1.04	915,413,400	1.05	930,075,696	0.98
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT 11.000% 2014/10/15	80,000,000,000	1.06	849,816,000	1.06	851,137,056	0.90
タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT 3.875% 2019/6/13	310,000,000	270.86	839,687,496	269.34	834,965,494	0.88

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成21年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	94.19
社債券	1.69
合計	95.88

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) 取得申込の受付

受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日がロンドン、ニューヨークの銀行休業日と同日の場合は、取得申込の受付を行いません。お申込みの受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(2) 申込単位・申込価額

申込単位

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引き後に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

<分配金受取りコース> 1万円以上1円単位

<分配金再投資コース> 1万円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初、1口あたり1円）に、当該基準価額に対し2.10%（税抜2.00%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に規定する毎計算期間終了日の基準価額とします。

販売会社ごとの手数料および申込単位については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(3) 解約請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がロンドン、ニューヨークの銀行休業日と同日の場合は、解約請求の受付を行いません。

解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

前記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しな

い場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、後記（４）解約価額 の規定に準じて算出された価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（４）解約価額

一部解約時の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約時の価額は委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。

マザーファンドにおける組入外国債券の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社、銀行等が提示する価額（但し、売気配相場を除く）、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。

マザーファンドにおける外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(2) 信託期間

無期限とします。

信託期間を繰上げて償還することがあります。

(3) 計算期間

原則として、毎年1月26日から3月25日、3月26日から5月25日、5月26日から7月25日、7月26日から9月25日、9月26日から11月25日、11月26日から翌年1月25日とします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

最終計算期間はファンドの信託終了の日までとします。

(4) 投資信託契約の解約

委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の投資信託契約の解約をしません。

委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記からまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(5) 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記（８）信託約款の変更４．に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

（６）受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（７）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（８）信託約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2．委託会社は、前記１．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3．前記２．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4．前記３．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１．の信託約款を変更しません。
- 5．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記１．から５．までの規定にしたがいます。

（９）反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（１０）運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（毎年5月、11月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<http://www.pinebridge.co.jp/>

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」の内容を抜粋したものです。なお、ファンドの財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は「財務諸表」に添付されております。

A I G新成長国債インカムオープン
（新ファンド名：パインブリッジ新成長国債インカムオープン）

1【貸借対照表】

区分	注記事項	第7特定期間 (平成21年5月25日現在)	第8特定期間 (平成21年11月25日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		375,186,141	763,046,834
親投資信託受益証券		9,964,025,037	14,325,745,738
未収利息		822	1,672
流動資産合計		10,339,212,000	15,088,794,244
資産合計		10,339,212,000	15,088,794,244
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		212,975,342	218,531,379
未払解約金		-	2,450,702
未払受託者報酬		1,207,561	1,714,863
未払委託者報酬		26,393,780	37,481,960
流動負債合計		240,576,683	260,178,904
負債合計		240,576,683	260,178,904
純資産の部			
元本等			
元本		15,250,251,402	21,961,191,716
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		5,151,616,085	7,132,576,376
(分配準備積立金)		615,853	1,253,987
元本等合計		10,098,635,317	14,828,615,340
純資産合計		10,098,635,317	14,828,615,340
負債純資産合計		10,339,212,000	15,088,794,244

2【損益及び剰余金計算書】

区分	注記事項	第7特定期間	第8特定期間
		自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	自 平成21年5月26日 至 平成21年11月25日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		68,646	161,345
有価証券売買等損益		1,701,323,069	941,720,701
営業収益合計		1,701,391,715	941,882,046
営業費用			
受託者報酬		3,271,145	4,583,369
委託者報酬		71,497,784	100,179,261
営業費用合計		74,768,929	104,762,630
営業利益		1,626,622,786	837,119,416
経常利益		1,626,622,786	837,119,416
当期純利益		1,626,622,786	837,119,416
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		5,208,292	6,632,516
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,695,200,998	5,151,616,085
剰余金増加額又は欠損金減少額		98,103,326	154,030,443
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		98,103,326	154,030,443
剰余金減少額又は欠損金増加額		563,981,977	2,248,515,951
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		563,981,977	2,248,515,951
分配金		611,950,930	716,961,683
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,151,616,085	7,132,576,376

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7特定期間	第8特定期間
	自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	自 平成21年 5月26日 至 平成21年11月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 譲渡制限

該当事項はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

下記の項目の詳細は、「請求目論見書」に記載されています。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年12月28日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「A I G新成長国債インカムオープン」から「パインブリッジ新成長国債インカムオープン」に変更。）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受け付けます。ただし、取得申込日がロンドン、ニューヨークの銀行休業日と同日の場合は、取得申込の受付を行いません。お申込みの受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受け付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

申込単位

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

<分配金受取りコース> : 1万円以上1円単位

<分配金再投資コース> : 1万円以上1円単位

詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初、1口あたり1円）に、当該基準価額に対し2.10%（税抜2.00%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に規定する毎計算期間終了日の基準価額とします。

販売会社ごとの手数料および申込単位については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

（1）解約請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受け付けます。ただし、解約請求日がロンドン、ニューヨーク

の銀行休業日と同日の場合には、解約請求の受付を行いません。

解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

前記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、後記（2）解約価額の規定に準じて算出された価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（2）解約価額

一部解約時の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約時の価額は委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。

マザーファンドにおける組入外国債券の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社、銀行等が提示する価額（但し、売気配相場を除く）、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。

マザーファンドにおける外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。

信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 信託の終了 をご参照ください

い。）

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月26日から3月25日、3月26日から5月25日、5月26日から7月25日、7月26日から9月25日、9月26日から11月25日、11月26日から翌年1月25日とします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

最終計算期間はファンドの信託終了の日までとします。

（５）【その他】

信託の終了

１．投資信託契約の解約

- イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ) 前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ) 前記ハ)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２．投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 信託約款の変更 ４．に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３．受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- １．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.から5.までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（毎年5月、11月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ	http://www.pinebridge.co.jp/
------------	---

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

1. 販売会社との契約
委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。
2. マザーファンドの投資顧問会社との契約
委託会社と委託会社がマザーファンドの信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、マザーファンドの信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

分配金受取りコースの収益分配金

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースの収益分配金

収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第7特定期間（平成20年11月26日から平成21年5月25日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第8特定期間（平成21年5月26日から平成21年11月25日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成20年11月26日から平成21年5月25日まで）及び第8特定期間（平成21年5月26日から平成21年11月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
- (4)平成21年12月1日をもって、当ファンドの投資信託委託会社は、「A I G インベストメンツ株式会社」から「パインブリッジ・インベストメンツ株式会社」に商号を変更いたしました。
- (5)平成21年12月1日をもって、当ファンドの名称を「A I G 新成長国債インカムオープン」から「パインブリッジ新成長国債インカムオープン」に変更いたしました。
また、当ファンドの投資対象である「A I G 新成長国債マザーファンド」及び「A I G 新成長国債マザーファンド」も、平成21年12月1日をもって、名称を「パインブリッジ新成長国債マザーファンド」及び「パインブリッジ新成長国債マザーファンド」に変更いたしました。

1【財務諸表】

A I G新成長国債インカムオープン

（新ファンド名：パインブリッジ新成長国債インカムオープン）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7特定期間 (平成21年5月25日現在)	第8特定期間 (平成21年11月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	375,186,141	763,046,834
親投資信託受益証券	9,964,025,037	14,325,745,738
未収利息	822	1,672
流動資産合計	10,339,212,000	15,088,794,244
資産合計	10,339,212,000	15,088,794,244
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	212,975,342	218,531,379
未払解約金	-	2,450,702
未払受託者報酬	1,207,561	1,714,863
未払委託者報酬	26,393,780	37,481,960
流動負債合計	240,576,683	260,178,904
負債合計	240,576,683	260,178,904
純資産の部		
元本等		
元本	15,250,251,402	21,961,191,716
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,151,616,085	7,132,576,376
（分配準備積立金）	615,853	1,253,987
元本等合計	10,098,635,317	14,828,615,340
純資産合計	10,098,635,317	14,828,615,340
負債純資産合計	10,339,212,000	15,088,794,244

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7特定期間	第8特定期間
	自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	自 平成21年 5月26日 至 平成21年11月25日
営業収益		
受取利息	68,646	161,345
有価証券売買等損益	1,701,323,069	941,720,701
営業収益合計	1,701,391,715	941,882,046
営業費用		
受託者報酬	3,271,145	4,583,369
委託者報酬	71,497,784	100,179,261
営業費用合計	74,768,929	104,762,630
営業利益	1,626,622,786	837,119,416
経常利益	1,626,622,786	837,119,416
当期純利益	1,626,622,786	837,119,416
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,208,292	6,632,516
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,695,200,998	5,151,616,085
剰余金増加額又は欠損金減少額	98,103,326	154,030,443
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	98,103,326	154,030,443
剰余金減少額又は欠損金増加額	563,981,977	2,248,515,951
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	563,981,977	2,248,515,951
分配金	611,950,930	716,961,683
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,151,616,085	7,132,576,376

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7特定期間 自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	第8特定期間 自 平成21年 5月26日 至 平成21年11月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7特定期間 (平成21年5月25日現在)	第8特定期間 (平成21年11月25日現在)
1. 期首元本額	13,917,069,671円	15,250,251,402円
期中追加設定元本額	1,579,376,351円	7,190,155,026円
期中一部解約元本額	246,194,620円	479,214,712円
2. 特定期間末日における受益権の総数	15,250,251,402口	21,961,191,716口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,151,616,085円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,132,576,376円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7特定期間 自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	第8特定期間 自 平成21年 5月26日 至 平成21年11月25日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	15,629,946円	21,485,935円
2. 分配金の計算過程	[平成20年11月26日から 平成21年 1月26日まで の計算期間]	[平成21年5月26日から 平成21年7月27日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	87,559,110円	138,495,479円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	626,255,189円	521,801,077円
分配準備積立金額	90,210,665円	611,598円
当ファンドの分配対象収益額	804,024,964円	660,908,154円
当ファンドの期末残存口数	14,087,910,664口	16,772,805,984口
1万口当たり収益分配対象額	570.71円	394.03円
1万口当たり分配金額	140.00円	140.00円
収益分配金金額	197,230,749円	234,819,283円
外国所得税控除額	7,009円	969,659円
	[平成21年1月27日から 平成21年3月25日まで の計算期間]	[平成21年7月28日から 平成21年9月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	106,270,933円	112,637,249円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	622,089,195円	486,136,861円
分配準備積立金額	267,252円	2,518,856円
当ファンドの分配対象収益額	728,627,380円	601,292,966円
当ファンドの期末残存口数	14,426,306,584口	18,966,664,917口
1万口当たり収益分配対象額	505.06円	317.02円
1万口当たり分配金額	140.00円	140.00円
収益分配金金額	201,968,292円	265,533,308円
外国所得税控除額	216,444円	952,628円
	[平成21年3月26日から 平成21年5月25日まで の計算期間]	[平成21年 9月26日から 平成21年11月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	125,230,928円	120,873,067円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	557,666,523円	394,109,978円
分配準備積立金額	1,433,834円	2,283,055円
当ファンドの分配対象収益額	684,331,285円	517,266,100円
当ファンドの期末残存口数	15,250,251,402口	21,961,191,716口
1万口当たり収益分配対象額	448.73円	235.53円
1万口当たり分配金額	140.00円	100.00円
収益分配金金額	213,503,519円	219,611,917円

外国所得税控除額	528,177円	1,080,538円
----------	----------	------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7特定期間 (平成21年5月25日現在)		第8特定期間 (平成21年11月25日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 の損益に含まれ た評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 の損益に含まれ た評価差額(円)
親投資信託受益証券	9,964,025,037	655,125,575	14,325,745,738	131,779,654
合計	9,964,025,037	655,125,575	14,325,745,738	131,779,654

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第7特定期間 (平成21年5月25日現在)	第8特定期間 (平成21年11月25日現在)
1口当たり純資産額	0.6622円	0.6752円
(1万口当たり純資産額)	(6,622円)	(6,752円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成21年11月25日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	A I G 新成長国債マザーファンド	5,261,107,128	5,738,815,655	
		A I G 新成長国債マザーファンド	7,531,734,132	8,586,930,083	
合計			12,792,841,260	14,325,745,738	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「A I G新成長国債券マザーファンド（新ファンド名：パインブリッジ新成長国債券マザーファンド）」および「A I G新成長国債券マザーファンド（新ファンド名：パインブリッジ新成長国債券マザーファンド）」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「A I G新成長国債券マザーファンド（新ファンド名：パインブリッジ新成長国債券マザーファンド）」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	(平成21年5月25日現在)	(平成21年11月25日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		653,778,861	212,122,218
コール・ローン		65,249,470	75,325,293
国債証券		39,667,019,321	50,569,021,001
未収入金		-	294,134,175
未収利息		687,086,158	762,100,262
前払費用		61,255,741	135,521,920
流動資産合計		41,134,389,551	52,048,224,869
資産合計		41,134,389,551	52,048,224,869
負債の部			
流動負債			
未払金		193,172,958	-
流動負債合計		193,172,958	-
負債合計		193,172,958	-
純資産の部			
元本等			
元本		41,148,266,714	47,713,768,401
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		207,050,121	4,334,456,468
元本等合計		40,941,216,593	52,048,224,869
純資産合計		40,941,216,593	52,048,224,869
負債純資産合計		41,134,389,551	52,048,224,869

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月21日から9月20日まで、および9月21日から翌年3月20日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	自 平成21年 5月26日 至 平成21年11月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成21年5月25日現在)	(平成21年11月25日現在)
1. 期首元本額	44,507,348,742円	41,148,266,714円
期中追加設定元本額	146,096,757円	6,565,501,687円
期中一部解約元本額	3,505,178,785円	- 円
元本の内訳		
ファンド名		
A I G 新成長国債債券プラス	37,178,073,257円	42,452,661,273円
A I G 新成長国債インカムオープン	3,970,193,457円	5,261,107,128円
合計	41,148,266,714円	47,713,768,401円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	41,148,266,714口	47,713,768,401口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回っており、 その差額は207,050,121円であり ます。	-

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成21年5月25日現在)		(平成21年11月25日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)
国債証券	39,667,019,321	2,836,606,699	50,569,021,001	915,506,331
合計	39,667,019,321	2,836,606,699	50,569,021,001	915,506,331

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	自 平成21年 5月26日 至 平成21年11月25日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(平成21年5月25日現在)	(平成21年11月25日現在)
1口当たり純資産額	0.9950円	1.0908円
(1万口当たり純資産額)	(9,950円)	(10,908円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年11月25日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	国債証券	GABONESEREPUBLIC 8.2000% 12/12/2017	4,700,000.00	4,872,334.90	
		PERUSAHAAN PENER INDONESIA 8.8000% 04/23/2014	1,550,000.00	1,771,262.50	
		POLAND GOVERNMENT 6.3750% 07/15/2019	3,217,000.00	3,571,320.38	
		REPUBLIC OF ARGENTINA 8.2800% 12/31/2033	22,449,371.57	16,508,818.85	
		REPUBLIC OF ARGENTINA 2.5000% 12/31/2038	14,555,000.00	5,252,171.75	
		REPUBLIC OF BRAZIL 6.0000% 01/17/2017	3,600,000.00	3,968,568.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 8.0000% 01/15/2018	10,199,999.99	11,924,309.98	
		REPUBLIC OF BRAZIL 5.8750% 01/15/2019	6,000,000.00	6,573,480.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 8.8750% 10/14/2019	6,500,000.00	8,547,955.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 8.7500% 02/04/2025	8,650,000.00	11,403,295.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 8.2500% 01/20/2034	8,500,000.00	11,174,950.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 7.1250% 01/20/2037	2,700,000.00	3,224,016.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 11.0000% 08/17/2040	3,318,000.00	4,520,078.22	
		REPUBLIC OF BRAZIL 5.6250% 01/07/2041	3,050,000.00	2,982,168.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 7.3750% 01/27/2017	4,700,000.00	5,477,239.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 7.3750% 03/18/2019	5,051,000.00	5,885,021.12	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 11.7500% 02/25/2020	1,730,000.00	2,568,081.20	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 8.1250% 05/21/2024	7,350,000.00	8,987,800.50	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 7.3750% 09/18/2037	7,140,000.00	8,227,065.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 6.1250% 01/18/2041	10,500,000.00	10,318,140.00	
		REPUBLIC OF CROATIA 6.7500% 11/05/2019	2,520,000.00	2,682,968.40	
		REPUBLIC OF DOMINICAN 9.0400% 01/23/2018	8,197,326.65	8,976,072.68	
		REPUBLIC OF DOMINICAN 8.6250% 04/20/2027	3,060,000.00	3,243,600.00	
		REPUBLIC OF GEORGIA 7.5000% 04/15/2013	9,690,000.00	9,850,592.37	
		REPUBLIC OF GHANA 8.5000% 10/04/2017	5,630,000.00	5,682,781.25	
		REPUBLIC OF INDONESIA 6.8750% 01/17/2018	4,900,000.00	5,285,110.60	
		REPUBLIC OF INDONESIA 11.6250% 03/04/2019	8,840,000.00	12,497,550.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA 8.5000% 10/12/2035	15,000,000.00	17,922,315.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA 6.6250% 02/17/2037	12,800,000.00	12,598,860.80	
		REPUBLIC OF LITHUANIA 6.7500% 01/15/2015	2,970,000.00	3,026,281.50	
		REPUBLIC OF PANAMA 7.2500% 03/15/2015	1,359,000.00	1,560,553.29	
		REPUBLIC OF PANAMA 5.2000% 01/30/2020	7,800,000.00	7,961,850.00	
		REPUBLIC OF PANAMA 6.7000% 01/26/2036	13,000,000.00	14,397,500.00	
		REPUBLIC OF PERU 7.3500% 07/21/2025	9,000,000.00	10,723,140.00	
		REPUBLIC OF PERU 8.7500% 11/21/2033	1,275,000.00	1,728,122.25	
		REPUBLIC OF PERU 6.5500% 03/14/2037	3,300,000.00	3,603,765.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 8.0000% 01/15/2016	3,275,000.00	3,806,041.25	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 8.3750% 06/17/2019	11,300,000.00	13,721,205.79	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 6.5000% 01/20/2020	4,100,000.00	4,408,332.30	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 10.6250% 03/16/2025	4,200,000.00	5,935,389.60	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 9.5000% 02/02/2030	5,000,000.00	6,703,615.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 7.7500% 01/14/2031	4,500,000.00	5,122,800.00	
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 6.8750% 05/27/2019	5,000,000.00	5,605,400.00			
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 5.8750% 05/30/2022	3,170,000.00	3,246,270.20			
REPUBLIC OF TURKEY 7.2500% 03/15/2015	6,540,000.00	7,341,150.00			
REPUBLIC OF TURKEY 7.0000% 09/26/2016	9,000,000.00	10,061,280.00			

		REPUBLIC OF TURKEY	7.5000%	11/07/2019	3,155,000.00	3,607,742.50
		REPUBLIC OF TURKEY	7.0000%	06/05/2020	5,000,000.00	5,516,650.00
		REPUBLIC OF TURKEY	7.3750%	02/05/2025	7,500,000.00	8,431,950.00
		REPUBLIC OF TURKEY	11.8750%	01/15/2030	5,190,000.00	8,415,377.40
		REPUBLIC OF TURKEY	8.0000%	02/14/2034	3,557,000.00	4,151,161.28
		REPUBLIC OF TURKEY	6.8750%	03/17/2036	4,520,000.00	4,666,900.00
		REPUBLIC OF URUGUAY	8.0000%	11/18/2022	5,710,000.00	6,668,138.00
		REPUBLIC OF URUGUAY	6.8750%	09/28/2025	2,250,000.00	2,417,220.00
		REPUBLIC OF URUGUAY	7.8750%	01/15/2033	5,000,000.00	5,665,100.00
		REPUBLIC OF URUGUAY	7.6250%	03/21/2036	3,640,000.00	4,036,614.40
		REPUBLIC OF VENEZUELA	8.5000%	10/08/2014	6,950,000.00	5,560,000.00
		REPUBLIC OF VENEZUELA	5.7500%	02/26/2016	5,000,000.00	3,269,600.00
		REPUBLIC OF VENEZUELA	7.6500%	04/21/2025	2,700,000.00	1,590,921.00
		REPUBLIC OF VENEZUELA	9.2500%	09/15/2027	18,020,000.00	13,799,716.00
		REPUBLIC OF VENEZUELA	9.3750%	01/13/2034	7,000,000.00	4,802,210.00
		RUSSIAN FEDERATION	12.7500%	06/24/2028	3,000,000.00	5,214,030.00
		RUSSIAN FEDERATION	7.5000%	03/31/2030	55,941,280.00	63,594,606.51
		STATE OF QATAR	6.5500%	04/09/2019	3,280,000.00	3,637,815.20
		STATE OF QATAR	6.4000%	01/20/2040	3,950,000.00	4,092,832.00
		UKRAINE GOVERNMENT	7.6500%	06/11/2013	2,470,000.00	2,032,785.30
		UKRAINE GOVERNMENT	6.5800%	11/21/2016	10,190,000.00	7,450,418.50
		UNITED MEXICAN STATES	5.8750%	02/17/2014	3,650,000.00	3,983,391.00
		UNITED MEXICAN STATES	5.6250%	01/15/2017	10,000,000.00	10,784,500.00
		UNITED MEXICAN STATES	5.9500%	03/19/2019	12,944,000.00	14,156,076.16
		UNITED MEXICAN STATES	8.1250%	12/30/2019	3,400,000.00	4,274,378.00
		UNITED MEXICAN STATES	8.3000%	08/15/2031	4,310,000.00	5,627,739.40
		UNITED MEXICAN STATES	7.5000%	04/08/2033	4,000,000.00	4,881,840.00
		UNITED MEXICAN STATES	6.7500%	09/27/2034	4,287,000.00	4,837,708.02
		UNITED MEXICAN STATES	6.0500%	01/11/2040	4,200,000.00	4,307,478.00
	計				511,700,978.21	546,925,521.35
						(48,402,908,639)
						546,925,521.35
						(48,402,908,639)
ユーロ	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT	6.7500%	07/28/2014	1,760,000.00	1,902,570.56
		REPUBLIC OF PERU	7.5000%	10/14/2014	5,000,000.00	5,639,200.00
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	6.2500%	03/15/2016	6,000,000.00	6,110,526.00
		REPUBLIC OF URUGUAY	6.8750%	01/19/2016	2,550,000.00	2,703,127.50
	計				15,310,000.00	16,355,424.06
						(2,166,112,362)
						16,355,424.06
						(2,166,112,362)
合計						50,569,021,001
						(50,569,021,001)

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	国債証券 75銘柄	100.0%	95.7%
ユーロ	国債証券 4銘柄	100.0%	4.3%

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[次へ](#)

「A I G新成長国債マザーファンド（新ファンド名：パインブリッジ新成長国債マザーファンド）」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	(平成21年5月25日現在)	(平成21年11月25日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,564,876,910	3,404,313,143
コール・ローン		191,825,074	15,436,920
国債証券		66,306,170,393	83,382,190,852
社債券		1,650,506,192	1,554,476,041
派生商品評価勘定		-	6,418,401
未収入金		114,933,546	554,858,077
未収利息		1,266,522,502	1,487,493,130
前払費用		595,472,593	578,624,276
流動資産合計		71,690,307,210	90,983,810,840
資産合計		71,690,307,210	90,983,810,840
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,604,830	-
未払金		-	1,641,759,961
流動負債合計		4,604,830	1,641,759,961
負債合計		4,604,830	1,641,759,961
純資産の部			
元本等			
元本		68,147,907,411	78,361,330,894
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		3,537,794,969	10,980,719,985
元本等合計		71,685,702,380	89,342,050,879
純資産合計		71,685,702,380	89,342,050,879
負債純資産合計		71,690,307,210	90,983,810,840

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月21日から9月20日まで、および9月21日から翌年3月20日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	自 平成21年 5月26日 至 平成21年11月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	国債証券・社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成21年5月25日現在)	(平成21年11月25日現在)
1. 期首元本額	66,744,228,409円	68,147,907,411円
期中追加設定元本額	1,882,579,974円	10,281,027,650円
期中一部解約元本額	478,900,972円	67,604,167円
元本の内訳		
ファンド名		
A I G 新成長国債債券プラス	59,501,261,365円	67,958,863,422円
A I G 新成長国債インカムオープン	5,716,971,716円	7,531,734,132円
A I G イレブンプラス <毎月決算型>	910,903,696円	910,903,696円
A I G 新成長国ダブルプラス <毎月分配タイプ>	1,835,796,931円	1,783,612,655円
A I G 新成長国ダブルプラス <1年決算タイプ>	182,973,703円	176,216,989円
合計	68,147,907,411円	78,361,330,894円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	68,147,907,411口	78,361,330,894口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成21年5月25日現在)		(平成21年11月25日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額(円)
国債証券	66,306,170,393	1,550,385,265	83,382,190,852	704,990,030
社債券	1,650,506,192	157,208,571	1,554,476,041	25,903,177
合計	67,956,676,585	1,707,593,836	84,936,666,893	730,893,207

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日	自 平成21年 5月26日 至 平成21年11月25日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成21年5月25日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建	691,736,544	-	692,249,158	512,614
	米国ドル				
	買建	691,736,544	-	687,644,328	4,092,216
メキシコ・ペソ					
合計		1,383,473,088	-	1,379,893,486	4,604,830

区分	種類	(平成21年11月25日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建	747,411,310	-	744,382,969	3,028,341
	米国ドル				
	買建	747,411,310	-	750,801,370	3,390,060
インドネシア・ルピア					
合計		1,494,822,620	-	1,495,184,339	6,418,401

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によります。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成21年5月25日現在)	(平成21年11月25日現在)
----	----------------	-----------------

1口当たり純資産額	1.0519円	1.1401円
(1万口当たり純資産額)	(10,519円)	(11,401円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年11月25日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
アルゼンチン・ペソ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	2.0000% 02/04/2018	24,500,000.00	30,725,450.00	
		計		24,500,000.00	30,725,450.00	
	小計				(715,288,476)	
					30,725,450.00	
					(715,288,476)	
メキシコ・ペソ	国債証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS	8.0000% 12/19/2013	260,000,000.00	269,432,800.00	
		MEXICAN FIXED RATE BONDS	9.5000% 12/18/2014	495,000,000.00	541,346,850.00	
		MEXICAN FIXED RATE BONDS	7.7500% 12/14/2017	574,000,000.00	574,068,880.00	
		MEXICAN FIXED RATE BONDS	10.0000% 12/05/2024	110,000,000.00	127,944,300.00	
	計		1,439,000,000.00	1,512,792,830.00	(10,408,014,670)	
小計				1,512,792,830.00		
				(10,408,014,670)		
ブラジル・レアル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	10.0000% 01/01/2012	113,000,000.00	109,690,591.60	
		REPUBLIC OF BRAZIL	10.0000% 01/01/2014	39,000,000.00	37,367,265.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL	10.0000% 01/01/2017	57,000,000.00	51,466,839.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL)	12.5000% 01/05/2016	7,653,000.00	8,713,323.15	
	計		216,653,000.00	207,238,018.75	(10,567,066,576)	
小計				207,238,018.75		
				(10,567,066,576)		
コロンビア・ペソ	国債証券	REP OF COLOMBIA(DUAL)	12.0000% 10/22/2015	76,517,000,000.00	95,909,468,480.00	
		REP OF COLOMBIA(DUAL)	9.8500% 06/28/2027	12,845,000,000.00	15,372,382,200.00	
	計		89,362,000,000.00	111,281,850,680.00	(4,985,426,910)	
	小計				111,281,850,680.00	(4,985,426,910)
ペルー・ヌエボ・ソル	国債証券	PERU BONO SOBERANO	6.9000% 08/12/2037	12,000,000.00	13,161,480.00	
		計		12,000,000.00	13,161,480.00	(403,794,206)
	小計				13,161,480.00	
					(403,794,206)	
ウルグアイ・ペソ	国債証券	REP OF URUGUAY(DUAL)	5.0000% 09/14/2018	56,521,000.00	73,047,740.40	
		計		56,521,000.00	73,047,740.40	(321,410,057)
	小計				73,047,740.40	
					(321,410,057)	
トルコ・リラ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT	14.0000% 01/19/2011	12,700,000.00	13,502,767.00	
		TURKEY GOVERNMENT	16.0000% 03/07/2012	36,100,000.00	40,981,803.00	
		TURKEY GOVERNMENT	11.0000% 08/06/2014	65,200,000.00	68,066,192.00	
		TURKEY GOVT INFL IX	10.0000% 02/15/2012	49,500,000.00	68,011,031.13	
	計		163,500,000.00	190,561,793.13	(11,262,201,973)	
小計				190,561,793.13		
				(11,262,201,973)		
ハンガリー・フォリント	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT	6.7500% 04/12/2010	800,000,000.00	801,264,000.00	
		HUNGARY GOVERNMENT	6.0000% 10/24/2012	2,900,000,000.00	2,845,886,000.00	
		HUNGARY GOVERNMENT	5.5000% 02/12/2014	1,650,000,000.00	1,561,890,000.00	

		HUNGARY GOVERNMENT	8.0000%	02/12/2015	2,500,000,000.00	2,595,975,000.00
		HUNGARY GOVERNMENT	6.7500%	02/24/2017	8,199,000,000.00	7,914,248,730.00
	計				16,049,000,000.00	15,719,263,730.00
						(7,752,740,871)
小計						15,719,263,730.00
						(7,752,740,871)
ポーランド・ズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT	4.2500%	05/24/2011	17,000,000.00	16,928,430.00
		POLAND GOVERNMENT	5.0000%	10/24/2013	100,000,000.00	98,375,000.00
		POLAND GOVERNMENT	5.7500%	04/25/2014	72,000,000.00	72,186,480.00
		POLAND GOVERNMENT	5.2500%	10/25/2017	65,000,000.00	61,852,050.00
		POLAND GOVERNMENT	5.5000%	10/25/2019	8,000,000.00	7,642,080.00
	計				262,000,000.00	256,984,040.00
						(8,238,908,322)
小計						256,984,040.00
						(8,238,908,322)
マレーシア・リンギット	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2.5090%	08/27/2012	44,000,000.00	43,463,200.00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	5.0940%	04/30/2014	86,000,000.00	90,740,750.00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4.2400%	02/07/2018	29,000,000.00	28,951,425.00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4.3780%	11/29/2019	44,000,000.00	44,509,652.00
	計				203,000,000.00	207,665,027.00
						(5,438,747,057)
小計						207,665,027.00
						(5,438,747,057)
タイ・バーツ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT	5.2500%	05/12/2014	170,000,000.00	183,966,520.00
		THAILAND GOVERNMENT	5.1250%	03/13/2018	570,000,000.00	609,544,320.00
		THAILAND GOVERNMENT	3.8750%	06/13/2019	310,000,000.00	302,185,210.00
	計				1,050,000,000.00	1,095,696,050.00
						(2,914,551,493)
小計						1,095,696,050.00
						(2,914,551,493)
インドネシア・ルピア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	12.5000%	03/15/2013	85,000,000,000.00	94,037,965,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	11.0000%	10/15/2014	80,000,000,000.00	85,269,040,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	9.5000%	06/15/2015	55,000,000,000.00	55,186,615,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	10.7500%	05/15/2016	88,000,000,000.00	92,885,408,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	10.0000%	07/15/2017	230,000,000,000.00	231,272,360,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	11.6000%	08/15/2018	72,000,000,000.00	77,943,096,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	11.5000%	09/15/2019	283,000,000,000.00	303,045,456,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	12.8000%	06/15/2021	150,000,000,000.00	170,411,550,000.00
	計				1,043,000,000,000.00	1,110,051,490,000.00
						(10,434,484,006)
小計						1,110,051,490,000.00
						(10,434,484,006)
イスラエル・シェケル	国債証券	ISRAEL GOVERNMENT	6.0000%	02/28/2019	65,000,000.00	73,775,650.00
	計				65,000,000.00	73,775,650.00
						(1,726,350,210)
小計						73,775,650.00
						(1,726,350,210)
エジプト・ポンド	国債証券	ARAB REP OF EGYPT(DUAL)	8.7500%	07/18/2012	29,290,000.00	29,766,926.14
	計				29,290,000.00	29,766,926.14
						(483,117,211)
小計						29,766,926.14
						(483,117,211)
南アフリカ・ランド	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13.5000%	09/15/2015	154,000,000.00	189,355,320.00
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8.0000%	12/21/2018	220,000,000.00	206,527,200.00
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10.5000%	12/21/2026	229,000,000.00	256,445,650.00
	計				603,000,000.00	652,328,170.00
						(7,730,088,814)

小計					652,328,170.00	
					(7,730,088,814)	
米国ドル	社債 券	CITIGROUP FNDG(IDN CLN)	0.0000%	09/17/2010	2,514,000.00	2,311,095.06
		CITIGROUP FNDG(RUB CLN)	0.0000%	01/22/2010	4,000,000.00	3,530,480.00
		CITIGROUP FNDG(ZMK CLN)	0.0000%	03/29/2010	5,000,000.00	4,618,150.00
		CITIGROUP FNDG(ZMK CLN)	0.0000%	12/23/2010	5,000,000.00	3,899,150.00
		STAN BANK PLC(DOM CLN))	0.0000%	09/15/2014	2,516,184.00	2,157,627.78
		STAN BANK PLC(ZMK CLN)	0.0000%	07/24/2012	1,272,703.00	1,048,198.19
						20,302,887.00
					(1,554,476,041)	
小計					17,564,701.03	
					(1,554,476,041)	
合計					84,936,666,893	
					(84,936,666,893)	

- (注) 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.合計欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アルゼンチン・ペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.8%
メキシコ・ペソ	国債証券 4銘柄	100.0%	12.3%
ブラジル・レアル	国債証券 4銘柄	100.0%	12.4%
コロンビア・ペソ	国債証券 2銘柄	100.0%	5.9%
ペルー・ヌエボ・ソル	国債証券 1銘柄	100.0%	0.5%
ウルグアイ・ペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
トルコ・リラ	国債証券 4銘柄	100.0%	13.3%
ハンガリー・フォリント	国債証券 5銘柄	100.0%	9.1%
ポーランド・ズロチ	国債証券 5銘柄	100.0%	9.7%
マレーシア・リングgit	国債証券 4銘柄	100.0%	6.4%
タイ・バーツ	国債証券 3銘柄	100.0%	3.4%
インドネシア・ルピア	国債証券 8銘柄	100.0%	12.3%
イスラエル・シェケル	国債証券 1銘柄	100.0%	2.0%
エジプト・ポンド	国債証券 1銘柄	100.0%	0.6%
南アフリカ・ランド	国債証券 3銘柄	100.0%	9.1%
米国ドル	社債券 6銘柄	100.0%	1.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

パインブリッジ新成長国債インカムオープン

(平成21年12月30日現在)

資産総額	15,282,436,594 円
負債総額	40,406,431 円
純資産総額 (-)	15,242,030,163 円
発行済数量	21,905,434,055 口
1口当たり純資産額 (/)	0.6958 円
(1万口当たりの純資産額)	(6,958 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

(ご参考)

《1》パインブリッジ新成長国債マザーファンド

(平成21年12月30日現在)

資産総額	54,485,028,982 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	54,485,028,982 円
発行済数量	48,354,167,472 口
1口当たり純資産額 (/)	1.1268 円
(1万口当たりの純資産額)	(11,268 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

《2》パインブリッジ新成長国債マザーファンド

(平成21年12月30日現在)

資産総額	95,121,335,089 円
負債総額	458,006,708 円
純資産総額 (-)	94,663,328,381 円
発行済数量	80,588,013,418 口
1口当たり純資産額 (/)	1.1747 円
(1万口当たりの純資産額)	(11,747 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第5【設定及び解約の実績】

パインブリッジ新成長国債インカムオープン

期 間		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成17年12月28日	4,499,480,019	50,016,302
	至 平成18年 5月25日		
第2特定期間	自 平成18年 5月26日	2,552,941,330	203,758,042
	至 平成18年11月27日		
第3特定期間	自 平成18年11月28日	2,873,761,013	1,414,105,309
	至 平成19年 5月25日		
第4特定期間	自 平成19年 5月26日	2,160,211,272	631,994,266
	至 平成19年11月26日		
第5特定期間	自 平成19年11月27日	1,965,652,413	534,969,839
	至 平成20年 5月26日		
第6特定期間	自 平成20年 5月27日	3,555,722,085	855,854,703
	至 平成20年11月25日		
第7特定期間	自 平成20年11月26日	1,579,376,351	246,194,620
	至 平成21年 5月25日		
第8特定期間	自 平成21年 5月26日	7,190,155,026	479,214,712
	至 平成21年11月25日		

（注1）上記は、すべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成21年12月末日現在）

資本金の額 2,150,000,000円

会社が発行する株式の総数 50,000株

発行済株式総数 41,000株

資本金の額の増減（最近5年間）

平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。

平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。

会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

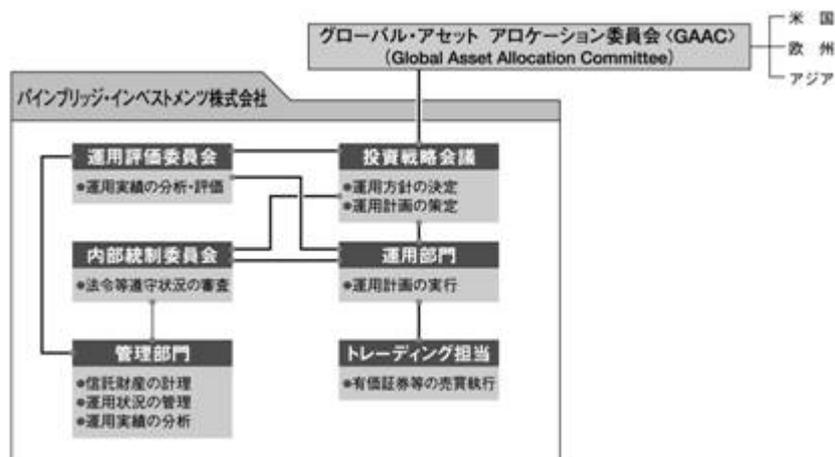
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee GAAC）：定期的に、一堂に会しての開催となります。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成21年12月末日現在、次の通りです。(ただし、親投資信託および私募投資信託を除きます。)

種 類	本 数	純資産総額
単位型株式投資信託	2	17,692 百万円
追加型株式投資信託	32	267,755 百万円
合 計	34	285,447 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

- 2 . 当社は、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。また、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
資 産 の 部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動資産			千円		千円
現金・預金	4		3,767,774		4,794,876
支払委託金					
収益分配金		352		352	
償還金		3,500	3,852	3,500	3,852
前払費用			74,091		59,665
未収入金			3,150		190,076
未収委託者報酬			2,978,881		196,679
未収投資顧問料	3		1,695,414		-
未収運用受託報酬	3		-		1,025,324
未収販売手数料			-		9,699
立替金			57,571		2,951
繰延税金資産			140,772		-
未収還付法人税等			-		617,801
未収消費税等			-		48,597
流動資産計			8,721,508		6,949,525
II 固定資産					
有形固定資産			214,884		229,519
建物	1		59,945		57,337
建物附属設備	1		84,366		102,345
工具器具備品	1		70,572		69,837
無形固定資産			130,533		866,422
のれん	2		-		623,157
ソフトウェア	2		25,001		231,115
ソフトウェア仮勘定			101,693		8,275
電話加入権			3,839		3,875
投資その他の資産			267,211		388,396
投資有価証券			814		90,340
敷金保証金			114,553		149,015
長期差入保証金			37,500		37,500
長期前払費用			-		1,800
預託金			164		314
繰延税金資産			114,178		109,426
固定資産計			612,629		1,484,339
III 繰延資産					
株式交付費			-		5,542
繰延資産計			-		5,542
資産合計			9,334,137		8,439,407

期別		第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
負 債 の 部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		1,311,657		77,925	
未払金		-		14,614	
その他未払金		254,185	1,571,035	149,891	247,622
未払費用	3		1,854,453		1,415,615

未払法人税等			583,563		-
未払消費税等			185,557		-
預り金			165,687		41,023
賞与引当金			164,862		308,872
役員賞与引当金			2,859		16,933
流動負債計			4,528,019		2,030,068
II 固定負債					
退職給付引当金			244,458		376,282
役員退職慰労引当金			7,454		30,196
債務保証損失引当金			-		156,824
固定負債計			251,912		563,303
負債合計			4,779,931		2,593,372
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 株主資本					
資本金			1,200,091		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金				823,989	
資本剰余金 合計			-		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,859,112		2,382,661	
利益剰余金 合計			3,354,225		2,877,774
株主資本合計			4,554,316		5,851,764
II 評価・換算差額等					
₁ 其他有価証券評価差額金			110		5,729
₂ 評価・換算差額等合計			110		5,729
純資産合計			4,554,206		5,846,034
負債・純資産合計			9,334,137		8,439,407

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
科目					

				千円		千円
経常損益の部	営業	営業収益	4			
		委託者報酬			11,144,644	9,142,219
		投資顧問料			6,774,829	-
		運用受託報酬			-	4,938,305
		販売手数料			-	9,699
		その他営業収益		12,000	192,394	
		営業収益計		17,931,474	14,282,619	
		営業費用	2			
		支払手数料			4,829,881	3,938,470
		広告宣伝費			149,751	145,063
		公告費			4,336	1,708
		調査費				
		調査費		662,655	736,909	
		委託調査費		5,179,001	5,841,656	4,196,232
		委託計算費			434,605	364,523
	営業雑経費					
	通信費	43,982		48,555		
	印刷費	266,154	213,163			
	協会費	14,370	20,428			
	図書費	8,912	333,418	8,702		
	営業費用計		11,593,649	9,673,758		
	一般管理費	1				
	給料					
	役員報酬		28,595	57,156		
	給料・手当		1,555,793	1,901,412		
	賞与		438,646	248,069		
	役員賞与		11,053	-		
	賞与引当金繰入額		164,862	170,530		
	役員賞与引当金繰入額		2,859	2,201,809	16,933	
	交際費			36,508	11,609	
	寄付金			4,237	1,910	
	旅費交通費		87,619	56,086		
租税公課		39,046	25,543			
不動産賃借料		309,598	370,214			
退職給付費用		84,705	185,422			
退職金		-	9,053			
役員退職慰労引当金繰入額		2,032	17,859			
固定資産減価償却費		47,144	132,748			
業務委託費	2		191,937	1,055,181		
諸経費			295,362	255,735		
一般管理費計			3,300,002	4,515,469		
営業利益		3,037,822	93,391			
営業外損益の部	営業外収益					
	受取利息		896	4,903		
	雑収入		721	104		
	営業外収益計		1,617	5,008		
	営業外費用					
	為替差損		95,654	17,363		
	雑損失		538	13,304		
株式交付費償却		-	1,306			
営業外費用計		96,192	31,974			
経常利益		2,943,246	66,426			
特別利益						

投資有価証券売却益			81	100
特別利益計			81	100
特別損失				
投資有価証券売却損			-	436
固定資産除却損	3		57,755	6,908
事務所移転費用			7,299	-
債務保証損失引当金繰入額			-	156,824
前期業務委託費修正	2		-	226,727
特別損失計			65,054	390,896
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()			2,878,273	324,370
法人税、住民税及び事業税			1,242,263	2,700
過年度法人税等修正額			10,166	-
法人税等調整額			45,406	149,380
当期純利益又は当期純損失()			1,691,582	476,450

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計					
			任意 積立金	繰越利益 剰余金						
平成19年3月31日残高	1,200,091	54,300	230,000	3,486,470	3,770,770	4,970,861	-	-	4,970,861	
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
剰余金の配当	-	210,812	-	2,318,940	2,108,128	2,108,128	-	-	2,108,128	
当期純利益	-	-	-	1,691,582	1,691,582	1,691,582	-	-	1,691,582	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	110	110	110	
当事業年度中の変動額合計	-	210,812	-	627,358	416,545	416,545	110	110	416,655	
平成20年3月31日残高	1,200,091	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	110	110	4,554,206	

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	110	110	4,554,206
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	949,909	823,989	823,989	-	-	-	-	1,773,899	-	-	1,773,899
当期純損失	-	-	-	-	-	476,450	476,450	476,450	-	-	476,450
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	5,619	5,619	5,619
当期の変動額合計	949,909	823,989	823,989	-	-	476,450	476,450	1,297,449	5,619	5,619	1,291,830
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034

(重要な会計方針)

科目	期別 第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 ソフトウェアは利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	該当事項ありません。	(1)株式交付費 定額法により3年間で償却しております。
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、及び年金資産額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。 (4)役員退職慰労引当金 同 左 (5)債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。	同 左

(会計処理の変更)

項目	期別 第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
減価償却の方法	当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に渡り均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。又、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。	該当事項ありません。
リース取引に関する会計基準等	該当事項ありません。	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

項目	期別 第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
貸借対照表関係	該当事項ありません。	前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「未収運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より募集の取り扱い手数料を「未収販売手数料」として表示しております。
損益計算書関係	該当事項ありません。	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、「その他営業収益」には証券業務に関する収益も含まれております。又募集の取り扱い手数料を「販売手数料」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成20年3月31日現在		第24期 平成21年3月31日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,608 千円	建物	5,216 千円
建物附属設備	19,625 千円	建物附属設備	42,054 千円
工具器具備品	42,886 千円	工具器具備品	63,588 千円
2 無形固定資産の減価償却累計額		2 無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	18,262 千円	ソフトウェア	46,509 千円
		のれん	29,933 千円
3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。		3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未収投資顧問料	51,119 千円	未収運用受託報酬	185,833 千円
未払費用	621,695 千円	未払費用	447,770 千円

<p>4 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、10,102千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p>	<p>4 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、20,141千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p>
--	--

(損益計算書関係)

第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 250,000千円以内</p> <p>監査役 年額 20,000千円以内</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">委託調査費 2,484,908千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備31,897千円、器具備品25,857千円であります。</p>	<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">委託調査費 2,127,529千円</p> <p style="text-align: right;">業務委託費 906,907千円</p> <p style="text-align: right;">前期業務委託費修正 226,726千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備2,758千円、器具備品4,149千円であります。</p> <p>4 その他営業収益 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	-	-	37,312 株
合計	37,312 株	-	-	37,312 株

配当に関する事項

配当支払額

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額：2,108,128千円

(ハ)基準日：平成19年3月31日

(ロ)一株当たり配当額：56,500円

(ニ)効力発生日：平成19年6月28日

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	3,688 株	-	41,000 株
合計	37,312 株	3,688 株	-	41,000 株

変動事由の概要：取締役会決議による株式数の増加 3,688株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
該当ありません。	該当ありません。

(有価証券関係)

第23期 平成20年3月31日現在				第24期 平成21年3月31日現在			
その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)				その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)			
区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額	区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	1,000	814	185	投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660
当事業年度に売却したその他有価証券				当事業年度に売却したその他有価証券			
売却額：		2,081千円		売却額：		2,336千円	
売却益の合計額：		81千円		売却益の合計額：		100千円	
売却損の合計額：		-千円		売却損の合計額：		436千円	

(デリバティブ関係)

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。又当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度及び確定拠出型年金制度を開始しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	244,458	431,412
(2) 年金資産	-	55,130
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	244,458	376,282
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6)	244,458	376,282
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金(7)-(8)	244,458	376,282

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	84,705	185,422
(1) 勤務費用	84,705	174,808

(2) 利息費用	-	420
(3) 運用収益(減算)	-	665
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他	-	10,859

4. 退職給付債務の計算基礎

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
(1) 割引率	-	-
(2) 期待運用収益率	-	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	-	-
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	-	-
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

[次へ](#)

（税効果会計関係）

第23期 平成20年3月31日現在		第24期 平成21年3月31日現在	
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)		1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	93,744	退職給付引当金繰入超過額	153,148
賞与引当金繰入超過額	68,262	賞与引当金繰入超過額	125,712
未払事業税	45,340	債務保証損失引当金	63,827
その他有価証券評価差額金	76	繰越欠損金	56,931
未払金	23,341	未収還付事業税	42,881
その他	24,187	のれん償却認容	40,978
繰延税金資産小計	254,950	未払金	31,351
評価性引当額	-	役員退職慰労引当金	12,289
繰延税金資産合計	254,950	一括償却資産償却超過額	8,264
		役員賞与引当金繰入超過額	6,890
		その他有価証券評価差額金	3,930
		その他	7,580
		繰延税金資産小計	386,066
		評価性引当額	276,640
		繰延税金資産合計	109,426
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。		法定実効税率 (調整)	40.69 %
		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.95 %
		住民税均等割	0.34 %
		評価性引当金の増減額	85.27 %
		その他	1.99 %
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.88 %

（関連当事者情報）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、 ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	兼任 1名	投資運用に関する 情報提供・コンサル ティング	委託調査費の 支払 *1	千円 2,484,908	未払費用	千円 621,695

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
			千USドル						千円		千円

親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社)アメリカ、デラウェア州(支店)東京都墨田区	3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	1,734,284	未収投資顧問料	439,557
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 2,576,333	未払費用	千円 1,201,427
親会社の子会社	アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社	(本社)東京都千代田区	千円 110,000	損害保険会社	-	-	賃貸借契約	敷金の支払 *4	千円 14,530	敷金保証金	千円 114,553
親会社の子会社	千代田コンサルタンツ株式会社	(本社)東京都千代田区	千円 129,000	不動産業、保険代理店業務	-	-					
親会社の子会社	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社	(本社)東京都墨田区	千円 100,000	投資顧問業	-	-	事業譲渡契約	事業譲受 *5	千円 譲受資産合計 190,708 譲受負債合計 1,800 譲受対価 188,907	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく投資顧問料の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく投資顧問料の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 賃貸借契約に基づき敷金を差し入れております。賃貸契約はアメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社、千代田コンサルタンツ株式会社との三社間契約となっております。
- *5 事業譲渡契約書第3条に定める事業譲渡の対価は、平成19年8月9日付けの確認書で決定されております。

但し、当期より営業収益、営業費用及び一般管理費については、取引金額が営業収益又は営業費用及び一般管理費の10%以下の取引は重要性が無いため、記載しておりません。

1. 関連当事者との取引

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)を適用しております。

この結果、追加された開示対象はございません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	増資の取引 *5	千円 1,773,899		
								委託調査費の支払 *1	千円 2,127,529	未払費用	千円 447,770

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 1,592,260	未収運用受託報酬	千円 371,096
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 2,162,555	未払費用	千円 32,093
親会社の子会社	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク	アメリカ、デラウェア州	千USドル 10,400	有価証券関連業	-	-	事業譲渡契約	事業譲渡 *4	千円 2,729,480	譲受資産合計 譲受負債合計 譲受対価	千円 3,343,544

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 事業譲渡契約書第2条に定める事業譲渡の対価は、平成20年6月25日付けの確認書で決定されております。
- *5 親会社との協議により引受価額を定めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

エイアイジー・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

エイアイジー・キャピタル・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・アセットマネジメント・ホールディングス・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

(企業結合関係)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日												
<p>(パーチェス法適用)</p> <p>1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社、投資顧問業</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由 事業譲受による運用資産の増大により、最良投資機会の拡大及びクレジット分析力を中心とした特に国内債券の運用力の向上を図ると共に、運用本部を株式運用本部と債券運用本部に区分し、専門性をより強化した運用体制の構築を図りました。</p> <p>(3) 企業結合日 平成19年4月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 事業譲受</p> <p>(5) 結合後企業の名称 エイアイジー投信投資顧問株式会社</p> <p>(6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。</p> <p>2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</p> <p>3. 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <table> <tr> <td>取得の対価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>188,907千円</td> </tr> <tr> <td>取得原価</td> <td>188,907千円</td> </tr> </table>	取得の対価		現金	188,907千円	取得原価	188,907千円	<p>(パーチェス法適用)</p> <p>1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。</p> <p>(3) 企業結合日 平成20年5月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 事業譲受</p> <p>(5) 結合後企業の名称 AIGインベストメンツ株式会社</p> <p>(6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。</p> <p>2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>3. 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <table> <tr> <td>取得の対価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>3,343,544千円</td> </tr> <tr> <td>取得原価</td> <td>3,343,544千円</td> </tr> </table>	取得の対価		現金	3,343,544千円	取得原価	3,343,544千円
取得の対価													
現金	188,907千円												
取得原価	188,907千円												
取得の対価													
現金	3,343,544千円												
取得原価	3,343,544千円												

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。	4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。
5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 該当事項はありません。	5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 39,395千円 固定資産 151,312千円 合計 190,708千円 (2)負債の額 流動負債 1,800千円 合計 1,800千円	6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 2,696,594千円 固定資産 32,886千円 合計 2,729,480千円 (2)負債の額 流動負債 38,407千円 合計 38,407千円
7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。	7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。
8. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 該当事項はありません。	8. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 当該金額は重要でないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当り純資産額	122,057.41 円	1株当り純資産額	142,586.21 円
1株当り当期純利益	45,336.15 円	1株当り当期純損失	12,037.96 円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当り当期純損失額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当り当期純利益、又は1株当り当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
当期純利益(千円)	1,691,582	当期純損失(千円)	476,450
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	1,691,582	普通株主に係る当期純損失(千円)	476,450
普通株式の期中平均株式数	37,312	普通株式の期中平均株式数	39,579

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日</p>
<p>1.事業譲受 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの事業全部の譲受け) 平成20年1月18日付で、エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲受けました。 (事業譲受けの理由) 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの概要) エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクは、機関投資家を対象とした当社の運用する各種ファンドを販売することを目的として平成14年に開設され、ヘッジ・ファンドを中心に、開設以来6年間で約4,200億円のファンドの募集を取扱って参りました。 (譲受ける事業の内容) 有価証券関連業 (譲受ける資産・負債の額) 資産の額： 3,467,000 千円 負債の額： 149,000 千円</p> <p>2.募集株式の発行に関する事項 平成20年6月26日開催の当社取締役会において、普通株式の発行を決議致しました。 募集株式の数：普通株式2,688株 募集株式の払込金額：947,574,478円（1株につき金352,520円27銭） 増加する資本金額（資本組入額）：金473,787,239円 増加する資本準備金：473,787,239円 募集株式の割当：発行する募集株式1株の全部につき、募集株式はすべてこれを当会社株主であるエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープに割り当てる。 募集株式と引換えにする金銭の払込の期間：平成20年6月27日から平成20年7月4日まで</p> <p>増資の理由及び資金の用途 1.増資の理由 自己資本の充実 2.資金の用途 事業資金</p>	<p>該当事項はありません。</p>

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表
(平成21年9月30日現在)

科目	注記 番号	金額	構成比	科目	注記 番号	金額	構成比
(資産の部)		千円	%	(負債の部)		千円	%
流動資産				流動負債			
現金・預金	*1	5,784,369		預り金		5,445	
前払費用		62,501		未払金		188,639	
未収入金		73,171		未払費用		1,528,963	
未収委託者報酬		338,907		未払法人税等		9,529	
未収運用受託報酬		1,014,297		未払消費税等	*3	39,156	
未収販売手数料		8,952		賞与引当金		424,844	
繰延税金資産		30,361		役員賞与引当金		8,700	
その他		49,052		その他		173,060	
流動資産計		7,361,613	84.3	流動負債計		2,378,340	27.2
II 固定資産				II 固定負債			
有形固定資産	*2			退職給付引当金		417,028	
建物		56,033		役員退職慰労引当金		10,677	
建物附属設備		83,367		債務保証損失引当金		156,824	
工具器具備品		58,676		固定負債計		584,530	6.7
有形固定資産計		198,077	2.3	負債合計		2,962,871	33.9
無形固定資産				(純資産の部)			
電話加入権		3,875		株主資本			
ソフトウェア		222,081		資本金		2,150,000	24.6
ソフトウェア仮勘定		3,791		資本剰余金			
のれん		606,830		資本準備金		823,989	
無形固定資産計		836,579	9.6	資本剰余金合計		823,989	9.4
投資その他の資産				利益剰余金			
投資有価証券		91,000		利益準備金		265,112	
敷金保証金		149,015		その他利益剰余金			
長期前払費用		1,399		任意積立金		230,000	
預託金		314		繰越利益剰余金		2,308,709	
繰延税金資産		92,910		利益剰余金合計		2,803,821	32.1
投資その他の資産計		334,640	3.8	株主資本合計		5,777,811	66.1
固定資産計		1,369,297	15.7	II 評価・換算差額等			
III 繰延資産				その他有価証券評価差額金		5,337	
株式交付費		4,434		評価・換算差額等合計		5,337	0.0
繰延資産計		4,434	0.0	純資産合計		5,772,473	66.1
資産合計		8,735,344	100.0	負債・純資産合計		8,735,344	100.0

(注) 記載金額は千円未満切捨てて表示しております。

(2)中間損益計算書
自 平成21年4月 1日
至 平成21年9月30日

科 目	注記番号	金 額		百分比
			千円	%
営業収益				
委託者報酬		3,917,585		
運用受託報酬		1,962,672		
その他営業収益	*2	79,724		
営業収益 計			5,959,981	100.0
営業費用及び一般管理費	*1		6,145,359	103.1
営業損失			185,378	3.1
営業外収益				
受取利息		17,439		
為替差益		77,454		
その他		1,065		
営業外収益 計			95,959	1.6
営業外費用				
株式交付費償却		1,508		
雑損		288		
営業外費用 計			1,796	0.0
経常損失			91,214	1.5
特別利益				
退職給与引当金戻入		14,840		
特別利益 計			14,840	0.2
特別損失				
固定資産除却損		10,377		
特別損失 計			10,377	0.2
税引前中間純損失			86,750	1.5
法人税、住民税及び事業税			1,315	0.0
法人税等調整額			14,113	0.2
中間純損失			73,952	1.2

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(3)中間株主資本等変動計算書
自 平成21年4月 1日
至 平成21年9月30日

（単位：千円）

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金				
					任意積 立金	繰越利益 剰余金			

前期末残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034
当中間会計期間変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間純損失	-	-	-	-	-	73,952	73,952	73,952	-	-	73,952
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	392	392	392
当中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	-	-	73,952	73,952	73,952	392	392	73,560
当中間会計期間末残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,308,709	2,803,821	5,777,811	5,337	5,337	5,772,473

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

項目	期別	第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法		有価証券 その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法		(1) 有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法		(1) 株式交付費 定額法により、3年間で償却しております。
4. 引当金の計上基準		(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末退職金要支給額を計上しております。 (5) 債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項		消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

項目	期別	第25期 中間会計期間末 平成21年9月30日現在
*1. 信託資産		現金・預金のうち、20,155千円は直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

*2. 有形固定資産の減価償却累計額	建 物	6,520千円
	建 物 附 属 設 備	44,987千円
	工 具 器 具 備 品	73,934千円
*3. 消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

項目	期別	第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
*1. 減価償却実施額	有形固定資産	21,702千円
	無形固定資産	45,435千円
*2. その他営業収益	その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

項目	期別	第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項	株式の種類	前会計年度 末株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
	普通株式(株)	41,000	-	-	41,000	
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。					

(リース取引関係)

第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のオペレーティング・リース取引	
(1) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	
1 年 内	341,986 千円
1 年 超	85,496
合 計	427,483

（有価証券関係）

第25期 中間会計期間末 平成21年9月30日現在			
その他有価証券（時価のあるもの） 当中間会計期間末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）			
単位：千円			
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
投資信託受益証券	100,000	91,000	9,000

（デリバティブ取引関係）

第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	

（1株当たり情報）

第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	140,792円3銭
1株当たり中間純損失	1,803円72銭
（注）	
1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載していません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
中間損益計算書上の中間純損失	73,952,824円
普通株式に係る中間純損失	73,952,824円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	41,000株

（追加情報）

第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1. （株主変更に関する事項）	
<p>平成21年9月5日、AIGは当社を含むその資産運用部門の一部を、香港に拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する合意をしたことを発表しました。AIGは、AIGが所有する複数の保険会社の一般勘定資産を運用するグループ内の資産運用部門を引き続き維持します。当社を含む売却される部門は、32カ国に拠点をもち、機関投資家並びに個人投資家の資産を、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド・オブ・ファンズ、上場株式及び債券等の多様な戦略で運用しています。最高経営責任者に関しては、現在の経営陣が引き続き新組織の指揮をとり、当社の経営陣も現在と変更ございません。パシフィック・センチュリー・グループは、1993年に設立され、アジア地域を拠点に、インフラストラクチャー、不動産、衛星通信等への投資活動を行っています。今回の取引の完了は世界各地において法令上必要な承認その他の同意を取得することが条件となります。</p>	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

名称及び資本金の額

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円（平成21年9月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」

名称及び資本金の額

株式会社広島銀行 54,573百万円（平成21年9月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

(3)「マザーファンドの投資顧問会社」

名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド

資本金 200,000英ポンド（平成21年12月1日現在）

英国投資顧問業法に基づき、投資顧問業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

(2)「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3)「マザーファンドの投資顧問会社」

ファンドの投資対象であるマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より当該マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

参考情報

再信託受託会社の概要（平成21年9月末日現在）

名称	:	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	:	10,000百万円
資本構成	:	三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、 明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	:	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、ファンドの形態および委託会社の名称等をあわせて記載することがあります。
2. 目論見書のうち、金融商品取引法第13条第2項第1号に定める目論見書（投資信託説明書（交付目論見書））の冒頭には投資信託説明書（交付目論見書）の概要を、巻末には信託約款の全文を添付します。
3. 有価証券届出書「第二部 ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。
4. 目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。
 - （1）投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - （2）投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元金が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨
 - （3）証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨
 - （4）当ファンドは世界主要国の高格付けの国債を主要投資対象とする旨、ならびに組入外国債の価格下落や外国為替相場の変動の影響により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨
 - （5）当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われる旨

独立監査人の監査報告書

平成22年1月13日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ新成長国債インカムオープン（旧ファンド名 A I G 新成長国債インカムオープン）の平成21年5月26日から平成21年11月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ新成長国債インカムオープン（旧ファンド名 A I G 新成長国債インカムオープン）の平成21年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月24日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 AIGインベストメンツ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 AIGインベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 AIGインベストメンツ株式会社）の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA I G 新成長国債インカムオープンの平成20年11月26日から平成21年5月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G 新成長国債インカムオープンの平成21年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I G インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

A I Gインベストメンツ株式会社
（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I Gインベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I Gインベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年1月18日付でエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲り受けた。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年6月26日開催の取締役会において、普通株式の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。